

令和5年10月19日

神奈川県内の産業廃棄物処理業者の皆様

神奈川県産業労働局中小企業部
中小企業支援課長

中小製造業等特別高圧受電者支援事業について

日頃、本県の産業労働行政にご協力いただきまして誠にありがとうございます。

神奈川県では、特別高圧により受電する県内中小企業のうち、電気代高騰の影響を特に強く受けている製造業及び倉庫業の負担を軽減するため、支援給付金を支給いたします。

産業分類上、産業廃棄物処理業は、サービス業に該当するため支援対象としておりませんが、産業廃棄物処理業の許可を有する事業者の中で、廃棄物等を原料とするリサイクル製品の製造を行っている事業者は当事業の対象となる可能性がありますのでご案内します。

なお、支援対象期間は、令和5年4月から9月分であり、現在、申請を受け付けております。

※ 特別高圧とは

電力契約は、電力会社から電力の供給を受ける際の電圧により、低圧・高圧・特別高圧に分かれます。

本給付金の対象となるのは、契約電力が2,000kW以上、かつ供給電圧が20,000V(20kV)以上である「特別高圧」のみです。

契約電力等は電力会社にご確認ください。

添付資料

- ・神奈川県中小製造業等特別高圧受電者支援事業案内

問合せ先

中小製造業等特別高圧受電者
支援給付金担当

電話 045-210-5556

神奈川県で特別高圧電力を受電する 県内中小企業(製造業・倉庫業)に給付金を支給します！

【4～7月分締切延長・8～9月分申請開始します】

給付対象者

神奈川県で特別高圧を受電する

- ◆製造業工場又は倉庫である中小企業事業所(単独事業所)
- ◆製造業工場、工業団地もしくは物流施設に入居し、その電力を使用して費用負担している製造業工場又は倉庫である中小企業事業所等(店子事業所)
- ◇みなし大企業等を除く
- ◇国及び他の地方公共団体が行う、本給付金と同期間かつ同一事業所に対する電気料金の補助を申請及び受給していない
- ◇特別高圧により受電しているかわからない場合は、電力会社や施設管理者等に確認してください

【特別高圧電力とは】

契約電力が2,000kW以上、かつ供給電圧が20,000V(20kV)以上のもの

給付額

対象期間において、特別高圧で受電した月間電力使用量に、次の単価を乗じた額

対象期間	単価
令和5年4月～8月	1kWhあたり3.5円
令和5年9月	1kWhあたり1.8円

*特別高圧で受電する製造業工場、工業団地もしくは物流施設に入居している場合は、子メーター等により電力使用量を確認してください

申請方法と申請期間

【申請方法】神奈川県電子申請システムによる申請

【申請期間】対象期間を2回に分けて受け付けます

対象期間	申請期間
I期(4月～7月分)	令和5年9月1日(金)～令和5年11月30日(木) ※締切延長
II期(8月～9月分)	令和5年11月1日(水)～令和5年12月22日(金)

支援対象、申請の手続きや必要書類など
詳細は、[県ホームページ](https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jf2/tokubetsukoatsu2023.html)をご確認ください

※II期申請にあたって、I期給付済の場合は省略できる書類があります



<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jf2/tokubetsukoatsu2023.html>

お問い合わせ先

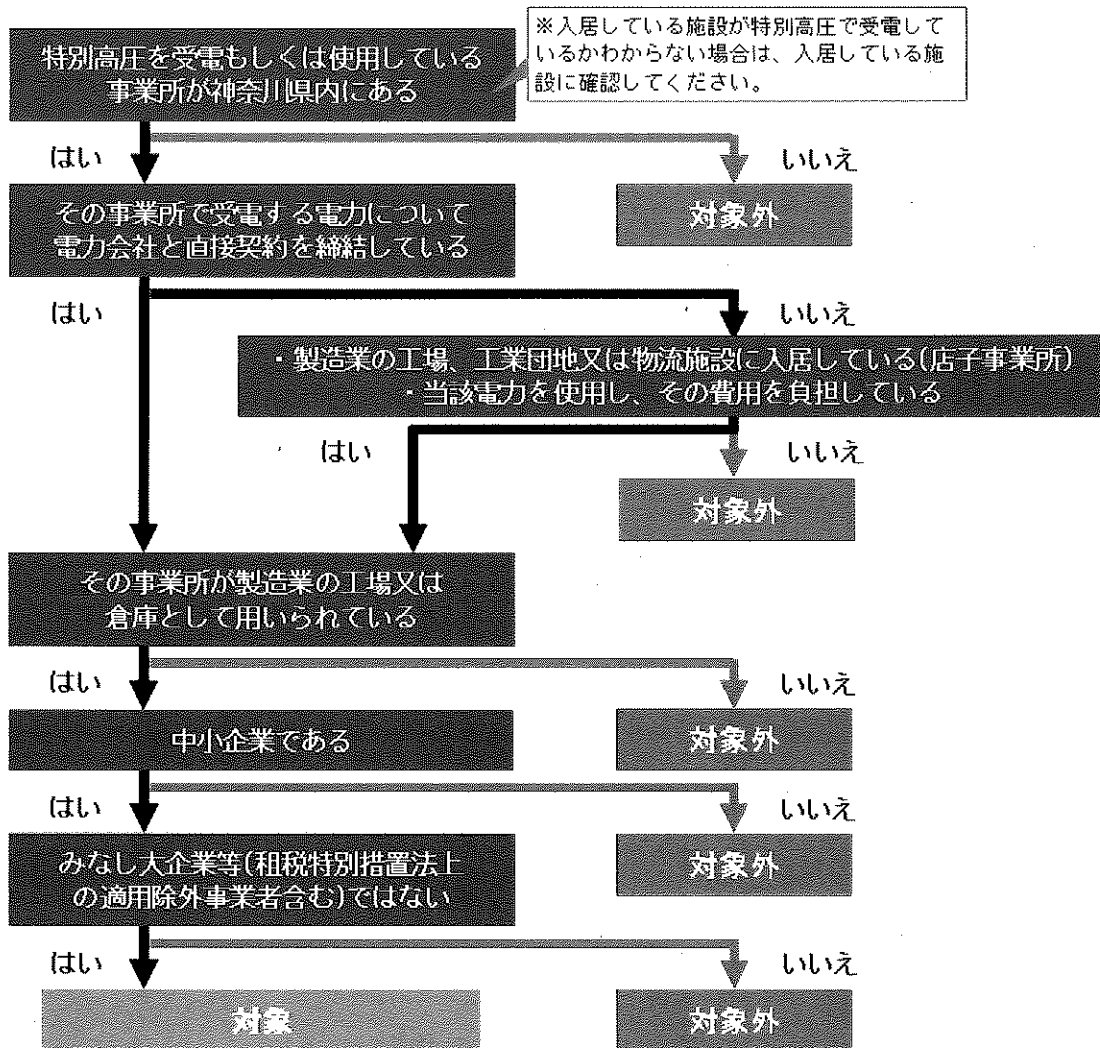
神奈川県 産業労働局 中小企業支援課
(中小製造業等特別高圧受電者支援給付金担当)

【電話番号】045-210-5556 【受付時間】平日9時～17時(土・日・祝日除く)

神奈川県中小製造業等特別高圧受電者支援金

対象事業所判定フローチャート

※低圧や高圧受電者に対しては、既に国(経済産業省・資源エネルギー庁)による補助が行われているため、今回は対象外です。



支給対象イメージ

対象

特別高圧電力を受電

他都道府県
本社
中小企業
※申請可

リサイクル品などを製造する
製造工場
中小企業県内事業所

対象外

- ◎ 低圧・高圧電力を受電
- ◎ 特別高圧を受電していても
大企業+みなし大企業
- ◎ 産業廃棄物処理業者であっても
施設が特別高圧を受電していない
リサイクル品などの製造を行っていない

大企業
出資
中小企業
出資
県内事業所

不明な点があればお問い合わせください